

第九十二回帝國議會 衆議院

日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案外二件 委員會會議錄(速記)第三回

付託議案

日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案(政府提出)(第三七號)

日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)(第三八號)

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)(第三九號)

昭和二十二年三月二十二日(土曜日)午後二時五十八分開議

出席委員

- 委員長 小林 侑君
理事 小澤 重喜君 理事 桂 作藏君
小川 原政信君 木村 義雄君
瀧澤 脩作君 竹内 茂代君
中野 武雄君 林田 正治君
武藤 常介君 石川 金次郎君
米山 文子君 越原 てる君
出席政府委員
司法事務官 佐藤 藤佐君
司法事務官 奥野 健一君
司法事務官 小澤 文雄君

本日の會議に付した議案

日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案(政府提出)
日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

小林委員長 會議を開きます。前會

會に引續き質疑を進めます。石川金次郎君。

○石川委員 民事訴訟法の應急措置に關する法律案についてお伺いいたした

○奥野政府委員 實はそれらの手續法

○奥野政府委員 これは大體民事訴訟

○石川委員 なお第二條に關連して少

○奥野政府委員 お説のように強制執

○石川委員 なお第二條に關連して少

○奥野政府委員 これは大體民事訴訟

○石川委員 第二條の意味を考えてみ

○奥野政府委員 お説のように強制執

○石川委員 第二條の意味を考えてみ

○奥野政府委員 お説のように強制執

○石川委員 第二條の意味を考えてみ

○奥野政府委員 お説のように強制執

○石川委員 第二條の意味を考えてみ

○奥野政府委員 お説のように強制執

○石川委員 第二條の意味を考えてみ

○奥野政府委員 お説のように強制執

○石川委員 第二條の意味を考えてみ

○奥野政府委員 お説のように強制執

○石川委員 第二條の意味を考えてみ

○奥野政府委員 お説のように強制執

○石川委員 第二條の意味を考えてみ

○奥野政府委員 お説のように強制執



になつてまいりますか。先ほど局長から、大體において簡易裁判所と區裁判所を讀みかえれば用が足りるようにお聞きしたのでありますが、讀んでまいりますと必ずしもそうまいりませんので、お聞きしてみたいと思ひます。

○奥野政府委員 これは區裁判所を簡易裁判所に讀みかえるつもりでおります。

○石川委員 簡易裁判所における訴訟手續の参考書がわれ／＼に渡つておりませんが、民事訴訟法の區裁判所の訴訟手續が、大體において準用されるものであるかどうかをお聞きしたい。

○奥野政府委員 實は簡易裁判所の訴訟手續については、非常に簡易迅速になし得るような手續を考へておるのでありますが、それまでの暫定的な處置といたしましては、やはり區裁判所の手續に大體よるといふ考へでおります。

○石川委員 そこで簡易裁判所は、憲法が施行されますと同時に、五月三日から活動を開始し得るようになつておりますか。

○奥野政府委員 五月三日から活動を開始するつもりであります。

○石川委員 最高裁判所は訴訟の手續に關する規則を制定することになつておるのでありますが、それとこの民事訴訟法とどういふ限界があるか。つまり民事訴訟を法律的に決定すべき手續法規と、最高裁判所が決定すべき範圍の限界がどういふところにあるかをお聞きしたい。

○奥野政府委員 それは相當むずかしい問題でありまして、國會が唯一の立法機關であるとして一方において憲法で言

いながら、裁判所の訴訟手續その他の點につきまして、最高裁判所に規則の制定権を與へてゐる。この兩者の關係をどういふふうにと調和していくかといふことは、非常にむずかしい問題であると思ひますが、殊に刑事訴訟の場合を考へてみますと、憲法におきましては、生命身體に拘束を加ふる場合には必ず法律にきめた手續によらなければならぬといふことになつておられますので、少くとも刑事訴訟手續に關する限りにおいては、相當法律をもつてきめなければならぬと思ひます。

○奥野政府委員 實は簡易裁判所の訴訟手續については、非常に簡易迅速になし得るような手續を考へておるのでありますが、それまでの暫定的な處置といたしましては、やはり區裁判所の手續に大體よるといふ考へでおります。

○石川委員 そこで簡易裁判所は、憲法が施行されますと同時に、五月三日から活動を開始し得るようになつておりますか。

○奥野政府委員 五月三日から活動を開始するつもりであります。

○石川委員 最高裁判所は訴訟の手續に關する規則を制定することになつておるのでありますが、それとこの民事訴訟法とどういふ限界があるか。つまり民事訴訟を法律的に決定すべき手續法規と、最高裁判所が決定すべき範圍の限界がどういふところにあるかをお聞きしたい。

○奥野政府委員 それは相當むずかしい問題でありまして、國會が唯一の立法機關であるとして一方において憲法で言

いながら、裁判所の訴訟手續その他の點につきまして、最高裁判所に規則の制定権を與へてゐる。この兩者の關係をどういふふうにと調和していくかといふことは、非常にむずかしい問題であると思ひますが、殊に刑事訴訟の場合を考へてみますと、憲法におきましては、生命身體に拘束を加ふる場合には必ず法律にきめた手續によらなければならぬといふことになつておられますので、少くとも刑事訴訟手續に關する限りにおいては、相當法律をもつてきめなければならぬと思ひます。

○石川委員 現行民事訴訟法が、辯論主義の上に立つ、直接審理主義に則る自由心證主義であり、そうしてその結果として眞實發見主義なんだといふようなことをよく言われておるのでありますが、その原則の上に現行民事訴訟法も立つておると言われておりますが、こゝに原則については變更がなされたいと思ひます。

○奥野政府委員 御説のように自由心證主義でありますか、當事者處分主義といふような原則は、今後といへば變更はなからうと思ひます。

○石川委員 たゞは刑事訴訟法の二條に書いてありますように、刑法の場合も、刑法は日本國憲法及び裁判所法、あるいは檢察廳法の趣旨に則つて解釋すべきものであるといふ應急的措置規定を必要としないか、たゞ單に憲法が既に存するから、しかく解釋されるべきものであるといふことで、十分なりとする見解がどうかを承りたい。

○佐藤(藤)政府委員 この議會が終へますれば、早速刑法改正の委員會を設けまして、全面的改正に着手いたしました存じておりますが、その全面的改正になるまでの間の運用をいたしましては、新憲法の精神に副うて十分運用

○石川委員 刑事訴訟法につきましても、たしか日本國憲法及び裁判所法、檢察廳法の制定の趣旨に適合するようになつておられるか、刑法に關しては、御明示になつておられるか、刑法に關してはよりどころを示さないといふことは不親切ではないか、刑法の意味から同様の解釋の仕方、刑事訴訟法と同じような原則によるのだといふことを示すべきが本當だと思ひますが、どうしてそれをやらないか、もし刑法で要らないとすれば刑事訴訟法の場合も要らないじゃないか、こゝに思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 刑法の改正案を作成いたしました場合には、當然さうな規定を設けなければならぬとも考へておりますけれども、現在刑法の改正案が上程する運びに至りませんでしたので、案文としてはなら現われておりませんが、刑法の解釋適用については新憲法施行後は、新憲法の精神に從つて當然解釋適用されるものとして考へております。全面的な改正のなされない今日において、たゞその點だけの改正案を提出するのいかかかと存じまして提案いたさなかつたのであります。

○石川委員 それでは裁判所におきましては、なるほど憲法も改正された。新しく裁判所法もできた。檢察廳法もできた。これは十分知つておるのであります。そこでこれらに基いて解釋しなければならぬといふことを考へ得るかもしれないけれども、刑事訴訟法のようにこれによるといふことをはつきり示しておきませんと、裁判所にお

めても、民事訴訟法に關する限りにおいてはいふのではないかといふふうに考へますので、今後大原則については變更はないと思ひますが、實際の訴訟の手續の運び方等におきましては、現在の民事訴訟法の中に規定してあります幾多の條文が、さういふ最高裁判所の定むる規則の中に包含されて、民事訴訟法から落す方が適當であると思はれる部分があるかと考へております。

○石井委員 最後にもう一點伺ひたいのは、刑法については應急措置法が要らないでしようか、これをお聞きしておきます。

○佐藤(藤)政府委員 御説のように、刑法につきましても、新憲法の精神に副うように改定しなければならぬのであります。今議會に間に合いませんでしたので、とりあへず憲法の精神に從つて當分運用するようになり、運用の方で十分氣をつけたらと考へております。

○石川委員 たゞは刑事訴訟法の二條に書いてありますように、刑法の場合も、刑法は日本國憲法及び裁判所法、あるいは檢察廳法の趣旨に則つて解釋すべきものであるといふ應急的措置規定を必要としないか、たゞ單に憲法が既に存するから、しかく解釋されるべきものであるといふことで、十分なりとする見解がどうかを承りたい。

○佐藤(藤)政府委員 この議會が終へますれば、早速刑法改正の委員會を設けまして、全面的改正に着手いたしました存じておりますが、その全面的改正になるまでの間の運用をいたしましては、新憲法の精神に副うて十分運用

○石川委員 刑事訴訟法につきましても、たしか日本國憲法及び裁判所法、檢察廳法の制定の趣旨に適合するようになつておられるか、刑法に關しては、御明示になつておられるか、刑法に關してはよりどころを示さないといふことは不親切ではないか、刑法の意味から同様の解釋の仕方、刑事訴訟法と同じような原則によるのだといふことを示すべきが本當だと思ひますが、どうしてそれをやらないか、もし刑法で要らないとすれば刑事訴訟法の場合も要らないじゃないか、こゝに思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 刑法の改正案を作成いたしました場合には、當然さうな規定を設けなければならぬとも考へておりますけれども、現在刑法の改正案が上程する運びに至りませんでしたので、案文としてはなら現われておりませんが、刑法の解釋適用については新憲法施行後は、新憲法の精神に從つて當然解釋適用されるものとして考へております。全面的な改正のなされない今日において、たゞその點だけの改正案を提出するのいかかかと存じまして提案いたさなかつたのであります。

○石川委員 それでは裁判所におきましては、なるほど憲法も改正された。新しく裁判所法もできた。檢察廳法もできた。これは十分知つておるのであります。そこでこれらに基いて解釋しなければならぬといふことを考へ得るかもしれないけれども、刑事訴訟法のようにこれによるといふことをはつきり示しておきませんと、裁判所にお

いては實際運営に迷惑するのじやないかと思ひます。そういうことはどうして救済されて行くでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 裁判所並びに検事局において刑法を解釋適用するにあたりましては、當然新憲法施行後、新憲法の精神に則らなければならぬという事は明らかなことでありまして、當然のこととは思ひますけれども、最近催される全國の判事の會同、検事の會合においては、必ず新憲法施行後は新憲法の精神に副うて解釋適用するようにといいことを十分徹底するよう指示したいと考えております。

○石川委員 裁判所並びに検事局はそれでよしといひまして、在野法曹、辯護士の方に對して、どういふように刑法を解釋していくことを、國家が明らかにすべき必要があると思ひますが、こちらの方に對してはどういふ御措置をなさるか、承りたい。

○佐藤(藤)委員 辯護士會の方面におきましては、これは司法省の方から何かの通牒を發しませんでも、當然憲法の精神に從つて解釋運用されることと存じておりますので、辯護士會方面には別に何らの措置を講じようとは考えておりません。

○石川委員 これで私の質問は終ります。

○小林委員長 私關連してちよつと御質問申し上げたいのですが、たゞいま石川君の言われましたように、刑法の臨時措置法が出来るのですが、一例を申し上げますと、憲法は第二十四條において「個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならぬ。」夫婦が同等の權利を有することを基本として、「云々」といふ兩性の平

等ということを認めておる。たとえは姦通罪のごときは、現行刑法においては夫婦の一方に平等でないのではありませんが、日本國憲法の趣旨に則つて解釋していくことになりまして、どういふように處置をされるのでありませうか、實際新しい刑法改正ができれば、前にさういふ事案が起つた場合には、刑事裁判としてどういふ方法をとられるか、あるいは起訴、不起訴の上で手心を加えられるのであるか、ちよつとその點をお伺ひいたします。

○佐藤(藤)政府委員 御説のように、現行刑法におきましては妻の姦通罪のみを規定しております。夫の姦通罪の規定がありませんので、その點はなるほど新憲法の兩性の平等という原則に照らしますと、何とかこれを訂正しなければなりませんので、先般法制審議會の答申に基きまして、將來はいわゆる姦通罪の規定は刑法からこれを削除して、すべて姦通の問題は各自の家庭の問題として、各人の道徳心、宗教心に訴えて解決したい、かように考えておるのでありますが、刑法の改正案が未だ上程の運びに至りませんので、將來新憲法の施行されました際においては、刑法の姦通罪の規定がそのまゝありまして、當分の間は姦通罪については起訴、不起訴について、十分憲法の精神に合うように取扱つていきたいと思つております。最近の全國の検事の會同においても、その點は十分徹底するように示したいと考えておるのであります。

○小林委員長 米山文子君。

○米山(文)委員 私は二、三の點についてお伺ひしたいと思ひます。第一點は第五條の離婚の原因でございま

すが、草案を見ますと五項目あります。この法案にはたゞ「著しい不貞の行爲」という一項目にしたのは、暫定的の措置のためと思ひますが、次の議會でこの民法の細目にわたり改正が行われますまでの間にも、他の四項目の原因が實際にも起り得ると考えます。その場合裁判所はいかなる處置をおとりになりますか、その點についてお伺ひいたします。

○奥野政府委員 次の議會に民法改正要綱にあるような規定を設けていきたいと考へておりますが、とりあえず應急的の措置といひまして、民法の規定の中で男女の本質的平等に反する部分だけを適用しないという態度をとつたのがこの應急的措置であります。ゆゑに、要綱にはお説のように不貞の行爲のほかは二、三原因を掲げておりますが、これは大體において現行法にもある規定が多いのでありまして、これらの規定は必ずしも男女の本質的平等に反するものではないのであります。したが、この點はふれなかつたのであります。離婚原因の中で、現行法の離婚原因以外のものがありますれば、これは暫定的の間においては、それが離婚原因にならないといふふうになると考へております。

○米山(文)委員 次に第六條でございしますが、「親權は、父母が共同してこれを行う。父母が離婚するとき、その次に「又は父が子を認知するときは、」とありますが、この法律案は民法典中親族編、相續編の封建的家族主義の掃蕩に新憲法の精神による個人の尊嚴、兩性の本質的平等を目的とするにかゝり、父が子を認知するのこ

の字句は、封建的紛々たるものがあると思ひます。またこの字句を「」に掲げますことは、婦人を侮辱するものなほだしいと思ひます。すなわち過去におきましては、不貞といふことは妻にのみ強いて夫に強ひなかつた習慣が馴染したものとしますが、直接的には前の第五條の「著しい不貞の行爲」にまず該當します。それから非民主主義的でもあり、間接的には優生學上また人口政策上の見地からも、はなはだ遺憾の點が多いと存じます。アメリカではかゝることは絶対にそれを恥としてゐることださうでございます。

これは日本及び日本人の大きな恥辱だと私は信じます。なお家庭の中は夫婦が中心になつて、夫婦平等の權限で子供の幸福が意圖せられるのでございませう。にもかかわらず、かゝることが認められますときには、一夫一婦の婚姻關係を破壊するものでもあり、夫婦間の誠實、貞操の義務の違反でもあると言わざるを得ません、繰返しますが、第五條の「著しい不貞の行爲」を離婚の原因とした規定にもとりまします。一方建設規定があるにもかかわらず、またかように他方で破壊的の規定を設けることによつて、本法案の目的を覆すことになるのではないかと存じます。

○奥野政府委員 婚姻外に子供ができておかないことは、もちろん望ましいことではないのでありまして、極力さういふことのないことを欲しておるのであります。事實において婚姻外に子供ができました場合に、父がその子を

この意味において、よろしくこの字句を私は削除すべきだといふことを強く主張して、明快なる御答辯を得たいと思ひます。

○米山(文)委員 御意見はよくわかりましたけれども、事實さういふことはあり得ることでございます。それはど

認知するといふ途を開いておきませんと、その子供が永久に父の子供になり得ない、母の子供だけであつて、父をして扶養せしめるとか、あるいは父の親權に服するとかいふようなことがあり得ないといふみじめな状態になるのであります。子供の保護といふ點から考へてみますと、もし裕福な實際の父が、婚姻外に父がおつた場合に、それらのものの認知を請求して、認知せしめてその扶養をせしめるといふことは、子供に罪があるわけではありませぬからして、子供の保護の立場から申しますると、父親が子供を認知するという制度は、どうしても置かなければならないのでありまして、これは世の中がほんとにさういつたやうな、婚姻外に子供をつくるのが全然ない程度に道徳、文化が發達すればとにかくであります。その域に達するまでは、子供の保護のためには父がみづから認知をする。あるいは父に對して強制的に認知をせしめるといふ制度は、どうしても必要でありまして、認知した場合に、母親の今までの親權と、父の親權との間におきまして、誰を親權者にしていくかといふことについて、協議してきめていこうといふのが、第六條の第二項の規定で、父が子を認知するといふことは、どうしても置いておかないと、子供の保護の上からいひまして、永久に父と名乗る途がないことになりまして、この點はどうしてこれを削除することに賛成いたしかねるのであります。

○米山(文)委員 御意見はよくわかりましたけれども、事實さういふことはあり得ることでございます。それはど

○米山(文)委員 御意見はよくわかりましたけれども、事實さういふことはあり得ることでございます。それはど

○米山(文)委員 御意見はよくわかりましたけれども、事實さういふことはあり得ることでございます。それはど



昭和二十二年五月九日印刷

昭和二十二年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局